

## 第三者評価結果詳細

1 支援		第三者 評価結果
<b>(1) 支援の基本</b>		
①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<b>(2) 入所初期の支援</b>		
①	入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。	b
②	新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.風呂トイレ完備の居室 居室は全て個室で、6畳と4.5畳で風呂トイレ、台所つきである。車椅子使用可能なバリアフリーの居室1室がある。必要に応じ生活用具を貸出している。</p> <p>2.入所時の生活課題・ニーズの把握 入所前に本人、区の母子担当支援員と支援員でカンファレンスを実施し、入所の目的や課題を確認し「世帯状況表」を作成している。乳幼児の世帯には、区福祉保健センターと連携し、保育所の入所手続を入所前に行うこともある。入所者向けの広報誌「やんちゃくちゃ」を月1回全利用者世帯に配付し、新しい入所者を紹介するとともに、施設の毎月の予定表を掲載しいつでも職員に相談できることを伝えている。特に入所時は、支援員が保護課及びこども家庭課のケースワーカーと連携し、不安解消を心がけている。</p> <p>3.目標管理 年に2回の定期面接を実施し、生活、健康、子ども、就労等についての世帯の状況と支援の内容を確認し「定期面接シート」に明記している。それをもとに、これからのようなことをしたいのか、退所に向けての具体的な課題や希望する支援等を「目標管理シート」に明記し相互の目標管理を行っている。退所に向けて本人の金銭管理能力を身につけるように支援に力を入れている。また、ハローワーク等での就労支援、必要に応じ弁護士、家庭裁判所に出向く際に同行し、個別課題に対応している。</p> <p>4.夜間の相談体制 夜間は非常勤の宿直業務員がいるが相談できる環境は整備されていない。整備が望まれる。</p>		
<b>(3) 母親への日常生活支援</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b
②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	b
③	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<b>(4) 子どもへの支援</b>		
①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.家庭生活支援 母親の成育歴や生活能力に配慮し、家計簿のつけ方など支援している。健康管理については、ほとんどの入所者は生活保護の支援を受けており、区保護課と連携し支援している。医師から直接病状など確認する必要がある場合は、通院に同行し確認している。現在精神科に通っている入所者は4名である。発達障害で不登校の子どもに対し、区保護課及び学校、病院と連携し支援に努めている。母親の育児放棄については、児童相談所に連絡し連携して対応している。</p> <p>2.子育て支援 母親の通院や買い物等で子どもの送迎ができない時は、支援員が保育園の送迎をおこなっている。土曜日は支援員3名体制なので依頼により保育は可能であるが、夜間及び休日には実施していない。基本的には、現在通っている保育園の機能を使ってもらおうようにしている。</p> <p>3.子どもの学習支援 帰所した際に玄関先で声掛けし、子供の様子を把握するよう努めている。また、学習室で日常的に学習や宿題を見るなかで、習慣づけや動機づけを行っている。毎週金曜日には学習ボランティア1名が来所し学習をみている。</p> <p>4.子どもの療育支援、生活能力の把握 子どもの個別面談などを通じた状況の把握と、成長・発達を促した養育支援、また性についての知識の提供と、思いやりの心を育む支援が望まれる。また、日常的に居室での生活についてはプライバシー尊重を第一にしており、日常的な生活が把握できていない。各世帯の生活能力や親子関係などの把握と個別支援が望まれる。</p> <p>5.心理専門職の充足 心理専門職の退職後補充ができていないため、就労先が見つからない事による入所者のストレスなどを軽減する為の心理療法等は実施できていない。心理専門職の</p>		

充足が望まれる。

(5) DV被害からの回避・回復		第三者 評価結果
①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	b
②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
③	母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。	b
④	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	c
(6) 子どもの虐待状況への対応		
①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわかり、虐待体験からの回復を支援している。	b
②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.安全確保 世帯ごとに担当支援員と副担当支援員を決めており、施設長と共に配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整を担っている。各世帯は、危険区域には該当しない場所にある施設という事で入所して来ているが、安全確保については日常的に注意を促している。夜間は宿直業務員しかいないので、入所者を捉えた安全管理体制には至っていない。年2回北部児童相談所、緑区保護課生活指導担当、緑区子ども家庭支援担当、子ども青少年局等との関係機関連絡会を開催して情報共有を図っている。</p> <p>2.DV被害者としての支援 殆どの入所者がDVが原因で入所に至っており、DV被害者としての支援は日常的に行っている。子どもに対しては、おとなの職員として信頼関係が持てるよう、日常的に声掛けし関わりを大切にしている。母親とは年2回保護者面談を持っているが、子どもとは個別に面談する場面は設定していない。学習室で日常的に学習や宿題を見るなかで、個別の様子を把握するようにしている。</p> <p>3.子どもの権利擁護 子どもの権利条約については、日常的に接する中で権利意識が育つよう支援している。DVの中で育ってきた子どもにとって、自己肯定感や自尊心を育むことはとても大切である一方で根気が必要な支援であり、今までの子どもの努力を褒めるよう工夫している。ネグレクトなど虐待が発生した時や、母親から落ち着きの無さや乱暴など子どもの心理について相談がある場合は、児童相談所と連携して支援対応している。</p> <p>4.緊急入所等 緊急入所、一時保護委託、緊急一時保護などは実施していない。公立施設としての緊急時の役割を担う事が期待される。</p>		
(7) 家族関係への支援		第三者評価結果
①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援		
①	障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.家族関係の把握 家族関係の問題は、こども家庭支援担当などが入所前の段階で把握し対応している事が殆どであり、入所後に相談に応じる事例は少ない。他方、入所して生活するなかで把握していなかった家族関係が見えて来る事がある。</p> <p>2.特別な配慮が必要な世帯への支援 特別な配慮が必要な世帯として、外国籍の母親2名、精神障害者保健福祉手帳所持の母親2名、来月出産を控えている臨月の母親1名がいる。また、医療機関に定期通院している母親も数名いる。いずれも生活保護受給者なので、区の生活保護担当者などと連携しサービス利用の支援を行っている。保育園や小中学校、また通院先の医療機関とは、本人からの依頼または了解のもと連携をとっている。外国籍の世帯は、ローマ字やひらがなで日常的なコミュニケーションは可能なので、制度に関する資料など読み上げて分かりやすく説明している。また、裁判所などに出向く際は、区のケースワーカーが通訳を手配している。</p> <p>3.家族関係構築への支援 親子や兄弟間の悩みや不安については、世帯のプライバシー保護を第一に支援しているので、踏み込んで状況を把握してはいない。入所の経緯から、家族関係の構築に課題のある世帯に向けた個別支援の充実が望まれる。</p>		
(9) 主体性を尊重した日常生活		第三者 評価結果
①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b
②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
(10) 就労支援		
①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b

②	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.自尊心を育む支援 DVからの避難などを経験しており、入所時点で自尊心が無い入所者が多い。否定せず受け止め褒める事を通じて、自尊心を育む支援をしている。母親に対しては年2回保護者面談の時を持ち気持ちなどを把握するようにしている。しかし、子どもに将来の夢や希望などを個別に聞き取る機会は特に設けてはいない。</p> <p>2.プログラムの工夫 節分など親子で参加できる季節を捉えた行事を実施している。子ども達だけでの2泊3日のキャンプや、ロードレース大会に向けてリレーの練習をするなど、家庭では体験しにくいプログラムや子どもの発達につながる企画を工夫している。行事実施後は支援員間で反省を行い、次の企画に活かすようにしている。</p> <p>3.就労支援 多くの入所者が生活保護受給者なので、母親の適性や経験・希望に配慮した職場探しや職業能力開発については、保護課に配置されている就労支援専門員が支援を行っている。施設でも相談にのるが、求人チラシなど情報提供が中心であり職場開拓などは行っていない。</p> <p>4.就労事情による保育支援 残業でも、やむを得ない事情の時には保育を行う場合があるが、原則残業や休日出勤に対応した保育は実施していない。また、就労のための病後保育も近隣に病児保育があるため、そちらを勧めている。病後保育は、子の状態により受けることもある。入所者に、就労先に施設での生活の事情を説明し、休日出勤や残業が難し事を伝えるよう助言している。外国籍の母親などに特別な支援は特に行ってはいない。</p> <p>5.プログラムへの参画 「母の会」があり、定期的に開催して行事の予定などを伝えているが、実施の企画や実施後の反省について母親や子どもに意見を聞くような場面は設定していない。行事などのプログラムに企画から母親や子供が参画できる仕組み作りが望まれる。</p>		
<b>(11) 支援の継続性とアフターケア</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.施設の変更 施設の変更そのものが無く、変更ある事を想定しての支援も特に実施していない。定期的に児童福祉部会（年5回）、母子生活支援協議会（毎月）、区社会福祉協議会福祉施設等分科会（年3回）が開催されており、情報交換等を実施している。</p> <p>2.退所後に向けての準備 アフターケアについては、退所後の支援計画を立てたり、退所先の関係機関とは、本人了解のうえ、必要に応じ情報提供、引継ぎを行っている。退所後に向けての民生委員や児童委員などとの連携などは、区のケースワーカーが主に関わり支援している。退所後も施設に相談できる事を、退所時に説明している。近くに退所している世帯が数世帯ある。顔を見せてくれる時をとらえて夏祭りなどの予定を伝えているが、しかし、全退所者を対象に、退所後に施設行事に招待したり退所先に訪問することは無い。</p> <p>3.アフターケアの仕組み 退所した利用者にとっては、施設職員はもっとも身近で相談しやすい存在であり、退所後の円滑な生活構築に向けたアフターケアの仕組み構築が望まれる。</p>		
<b>2 自立支援計画、記録</b>		
<b>(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
<b>(2) 記録の作成と適正な管理</b>		
①	母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	b
②	母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
④	日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.定期面接 年に2回個別支援計画を見直す時期に母親に定期面接を行い、定期面接シートを作成している。生活、健康、子ども、就労等に関する世帯としてのニーズを把握し、施設の支援内容を具体的に明記している。定期面接シートを活用し入所者ごとに定期面接目標管理シートを作成し、これからどんなことをしたいか、退所に向けての具体的な計画、施設に期待する事を明記し、本人と職員がの課題を共有している。</p> <p>2.個別支援計画の振り返り 前期、後期ごとに本人に個別支援計画の目標が達成できたのかを自主的に「振替りシート」に書いてもらい、個別面接を実施し、支援課題の見直しを行い、入所者</p>		

が「目標確認シート」を作成している。半期ごとの「反省シート」を作成し、課題ごとにモニタリングの結果について明記している。DVの夫がおしかけてきたことがあり、緊急に個別支援計画を変更し、課題の見直しを行った事例がある。

### 3. ケース記録

入所者ごとに日々の生活状況をケース記録に記述している。また、日誌に施設全体の特徴的な出来事を記録し、個別のケース記録との関連を明示し、入所者の個別状況の変化等に注意するようにしている。入所者に関するケース記録の情報は、月2回の職員会議や毎朝の打ち合わせで職員間の情報共有を図っている。

### 4. 記録記述の標準化

ケース記録の記述の標準化を図り、ガイドライン等を作成し記述内容の標準化を図るとともに、支援の分析・検証に活用することが期待される。

## 3 権利擁護

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。	b
②	社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	b
③	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
④	母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
①	母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	c
②	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	c
③	施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
1. 人権への配慮 マニュアル「母子生活支援施設の支援等」に沿って、日常的に入所者に寄り添い、母親と子どもを尊重し受容的な態度での支援を心がけている。市のコンプライアンス研修が義務づけられているが、基本的な人権への配慮について、施設内研修は実施していない。性差の先入観による役割分業意識について、「母の会」で話題にしているが利用者を対象にした研修などはしていない。		
2. 入所者の希望 母親の希望などは、「母の会」や定期面接で把握している。子どもの希望については、「学童会」で話題にする事はあるものの個別に面接はしていない。日常生活の場面ではプライバシーの尊重を第一に捉えており、世帯の事情にあまり踏み込む事はしていない。居室への立ち入りについては、年数回殺虫剤散布等の為に居室に入る際に、口頭で入所者の同意を得ている。		
3. 支援検討会議への参画 支援については、世帯毎に担当支援員と副担当支援員を決めて意向を把握し、中心となって対応している。しかし、母親と子ども参画のもとでの支援検討会議は開催していない。		
4. 自主的・主体的な活動の創出 「母の会」を年4回開催し、毎回約9世帯前後の出席がある。「母の会」では行事や消防点検など施設からの伝達が多く、母親が自主的に生活を改善していく場にはなっていない。「学童会」があるが、子ども達は小学生が中心という事もあり、生活上の決め事を確認するなどに留まり、自主的・主体的な取り組みには至っていない。母親や子どもの自主性・自立性・責任感に着目し自主的な活動の創出と支援のしつこさが望まれる。		
(3) 入所時の説明等		第三者 評価結果
①	母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。	a
(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
①	母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(5) 権利侵害への対応		
①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかわり起こらないよう権利侵害を防止している。	c

②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1.入所時の説明

施設の機能や役割、生活をわかりやすく説明した「入所にあたって」は、ルビを振る等工夫している。説明に際しては「みどりハイムでの暮らし」を一緒に渡し、担当支援員が説明している。世帯により配慮すべき内容が多少異なるので、内容を読み上げ、その世帯に特に必要な事柄については分かりやすく説明している。

2.意見や苦情の把握

担当支援員と副担当支援員が決められており、いつでも誰にでも気軽に相談して構わない事を伝えている。母親とは年2回定期面接を実施、また必要に応じて面接を実施している。子どもとの個別面談の機会は少ないが、希望があるときは実施している。苦情解決は「横浜市立児童養護施設苦情解決要綱」及び「みどりハイムにおける苦情解決のしくみについて」に体制が明記されている。意見や提案を受けた際の記録方法や対応策の検討手順などについて定めた書面は整備していない。マニュアルの整備が望まれる。

3.権利侵害の防止

不適切なかかわりについては、体罰の禁止や権利侵害の防止について明記されている「横浜市職員行動基準」に基づき、厳正に処分を行う仕組みがある。しかし、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に、対応の手順などを明記したマニュアルは、整備していない。マニュアルの整備が望まれる。

4.不適切な行為の防止

不適切な行為に迅速に対応できるように、声掛け時の反応や表情などから母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。不適切な行為の防止について、全入所者に対し具体的な例を示し研修などは実施していない。支援の工夫が望まれる。

4 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
④	十分な夜間管理の体制を整備している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1.事故対応

事故対応マニュアルを整備し事故防止に努めている。また、安全点検表を整備し、共用フロアの安全状況や各室が清潔に保たれているかを毎日、遅番の職員がチェックし安全点検表に記録し事故防止に努めている。また、屋外のブランコや滑り台等の遊具の安全点検を毎日実施し安全点検表に記録して、毎日所長がチェックし安全に保たれていることを確認している。

2.防災対策

防災マニュアルを作成し、防災対策の普段の準備から災害発生時の入所者の行動及び職員の役割について明記している。防災自衛組織を編成し、所長を隊長とする初期消火、通報連絡、避難誘導及び応急救護の緊急体制を整備し、また、緊急連絡先を整備し有事に備えている。火災や地震発生を想定した避難訓練を毎月実施している。火災の発生場所や時間、地震の強度等に応じ訓練の目的を明確にしている。訓練の結果を防災訓練記録表に記録し次の訓練で活かすようにしている。

3.事故対策

母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を図り、収集した事例の要因分析等を行い事故対策の一層の強化を図ることが期待される。また、不審者等の侵入防止の対策の一層の強化が期待される。

4.不審者対応

防犯カメラは玄関の1か所のみであり、十分とは言えない状況である。不審者対応マニュアルを整備し夜間対応体制の整備が望まれる。

5 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関との連携		第三者 評価結果
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
(2) 地域社会への参加、交流の促進		
①	母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援		

①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.関係機関との連携 年に2回関係機関連絡会を開催し、入所者個別のケースごとに状況を確認し、課題解決に向けての情報共有に努めている。関係機関連絡会には、北部児童相談所、区の生活保護課及び保育課の担当部門が出席している。また、社会福祉協議会主催の隔月開催の母子会生活支援施設協議会児童福祉部会に出席し、横浜市の社会的養護施設に関する情報交換を図っている。</p> <p>2.地域との交流 昨年は「こども虐待防止 オレンジたすきリレー会場」で、母子生活支援施設のブースを設けて、施設を紹介し虐待防止を訴える活動を行っている。また、施設の夏祭りや餅つき会等の案内を町内会やコンビニの掲示板に掲載し、地域住民との交流を図っている。</p> <p>3.施設の開放 集会室を開放し、利用調整委員会を設置し自主運営による施設利用の拡大を図っている。集会室利用規定を整備し、午前、午後、夜間の時間帯ごとにダンスや体操、老人会活動等の予約を受け付けている。</p> <p>4.地域の福祉ニーズへの対応 DV等の虐待を受けた母子の保護とその自立を目的とした施設であり、施設のソーシャルワーク機能を活用し地域の福祉ニーズの拠点としての活動が望まれる。</p>		
<b>6 職員の資質向上</b>		
		<b>第三者 評価結果</b>
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>1.職員の基本姿勢 横浜市こども青少年局 人材育成ビジョンが策定され、職員に求められる知識・スキル及びその取り組みの内容について明記されている。それを受けて、施設長は施設運営目標の全体像に入所者の社会的能力の向上と自立促進を目指すこと、また、職員の専門性の向上に努めること等を掲げて、職員に周知している。</p> <p>2.職員研修 横浜市職員に対する研修制度が適用されている。横浜市では、階層別研修制度を採用しており、新採用職員研修等の1年目研修、3～4年目研修、中堅職員研修、主任昇任研修等と段階別研修が実施されている。施設職員は一人ひとりが横浜市の研修計画に沿って研修を受けている。年度ごとに、危機管理、人権研修、基幹職員研修等、段階に応じて受講し専門性の向上を図っている。職員は研修報告書を作成し、朝の打ち合わせで発表し職員間の情報共有を図っている。</p> <p>3.スーパービジョン体制 スーパービジョンの体制を整備し、スーパーバイザーの育成を計画的に実施することが望まれる。</p>		
<b>7 施設運営</b>		
<b>(1) 運営理念、基本方針の確立と周知</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	c
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	c
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
④	運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<b>(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定</b>		
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	c
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
⑤	事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1.施設運営の目標管理

横浜市子ども青少年局の運営方針を受けて、所長としての施設運営の目標管理の行動計画を作成し、重点課題を設定し職員に示している。平成26年度の重点推進課題に、入所世帯の自立支援の向上とう5項目の課題を設定し、それぞれの達成目標を定め具体的取組事項を明記している。

2.運営方針の実践

「みどりハイムでの暮らし」を作成し、入所者が課題解決に取り組み、自立を目指すことを分かりやすく説明し、また、年2回実施の入所者面接で世帯の自立支援計画の作成と計画が実践されているかの振り返りを行うことを通して、世帯ごとの自立支援を推進している。

3.中・長期的なビジョン

横浜市中期4か年計画(2014-2017)の基本政策に、「児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実」を明記している。また、横浜市の人材育成ビジョンに、みどりハイムの職員に求められる知識・スキルとその実現に向けての具体的取り組みの内容を明記している。

4.理念と基本方針

施設独自の理念や施設運営の基本方針を明記したものはなく、横浜市の運営方針の実現に向けた、施設独自の施設運営の理念や基本方針の策定が期待される。

5.事業計画策定

横浜市の母子生活支援施設の民設・民営の方向性に配慮し、施設独自の事業計画の策定についての検討が期待される。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ		第三者 評価結果
①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。	b
②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	c
③	施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	c
④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握		
①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③	外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
1.法律順守		
横浜市が実施しているeラーニングのコンプライアンス研修を、平成26年12月に全職員が受講し、施設運営に関する職員の法律順守の意識の強化を図っている。また、所長は母子生活支援施設協議会委員会の研修委員として活動し、自らも自己研鑽に努めている。昨年2月は施設長全国研修会の「子どもの問題行動への対応」を受講し、また、横浜市のMBO(目標管理制度)等の研修を受講している。		
2.自己点検と自己評価		
年度ごとに施設の運営と処遇に関する自己点検を実施し、横浜市に報告している。平成25年度は、施設運営の設備や処遇、安全管理、災害対策、健康管理、研修の実績等に関する自己評価を実施している。		
3.省エネの推進		
ゴミの減量化や省エネの推進に努めている。省エネについては、横浜市のごみゼロオフィス3Rプランを実施し、半期ごとに「エネルギーカルテシステム」による市への目標値の達成状況を報告している。平成25年度の前年比、ゴミ及び廃棄物の量は730kgの予定を675kgに削減し、予定の92.5%に抑える結果であった。		
4.地域における支援ニーズへの取組		
施設が位置する地域における支援ニーズや潜在的な保護を要する子どもに関するデータ収集等の取り組みの推進が期待される。		
(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	a
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a
(6) 実習生の実入		
①	実習生の実入と育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1.人事考課

人事管理は横浜市の人事考課制度による。自己申告や上司との面談を通して担当業務・目標を設定し、上司と部下が共通認識をもった上で、業務に取り組む仕組み

である。所長が年に1回職員に面接し、職員ごとの目標業務の達成状況を評価している。

## 2.職員の就業状況

職員の就業状況は所長がチェックし、職員の意向に配慮した勤務形態に配慮している。勤務時間には、8:30開始の通常時間に7:45開始の早番と10:30開始の遅番の勤務形態がある。職員の希望に応じ、横浜市の産業医によるメンタル相談を利用することができる。毎年健康診断の受審を義務付けている。また、希望者は人間ドックを受診している。

## 3.実習生受け入れ

平成26年度は、大学や専門学校等から22名の実習生を受け入れている。実習受け入れのオリエンテーション資料を作成し、実習生の心構えやプライバシー保護に関する注意事項等を周知している。また、実習プログラムについて説明している。実習生は、実習目標シートを作成し、実習日誌を担当職員に提出している。大学や専門学校とは実習生受け入れの目標を相互に確認し、確認文書を交わしている。

## 4.実習プログラムの整備

社会福祉士等種別に応じた実習プログラムの整備が期待される。

(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
①	支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。	c
②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c
(8) 評価と改善の取組		
①	施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	c
②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
1.サービスの標準化 サービスマニュアルの標準化を図り、サービスレベルの一層の改善につなげる工夫が望まれる。ケース記録、定期面接シート、目標確認シート等の記述の標準化マニュアルを整備し、記述レベルの向上とサービス内容の客観的評価を可能にする仕組みの整備が望まれる。		
2.評価と改善の取組 横浜市公立児童福祉施設としての自己点検を実施し、施設運営の内容を自己評価している。第三者評価については今年度より実施している。評価結果を分析し課題を整理し施設運営の改善につなげることを期待する。		